

2. 学校経営方針

I 学校経営の基本方針

教育基本法において、教育の目的は「人格の完成」と明記されている。いわゆる「知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）」の調和のとれた生きる力を育むとともに、子どもたちの未来への可能性を伸ばしていく学校経営を行うことが私たち公立学校の教職員の使命である。

その際、学校経営の指針の一つとして、日本国憲法や教育関係諸法規、また、大阪府や枚方市の教育振興基本計画、「枚方市のめざすべき教育・目標・基本方策」を根拠とする。

また、昨今、重篤ないじめ問題や体罰事象などが各地で起こっており、教員の指導力が注目されているところである。服務規律を含め、教員の資質向上・指導力の向上を推進し、市民の信用・信託に応える学校づくりをめざさなければならない。

その実現のため、以下の「学校教育目標」「めざす学校像・子ども像」「重点取組事項」を定め、全教職員で共通理解を図り、全力で取り組んでいく。

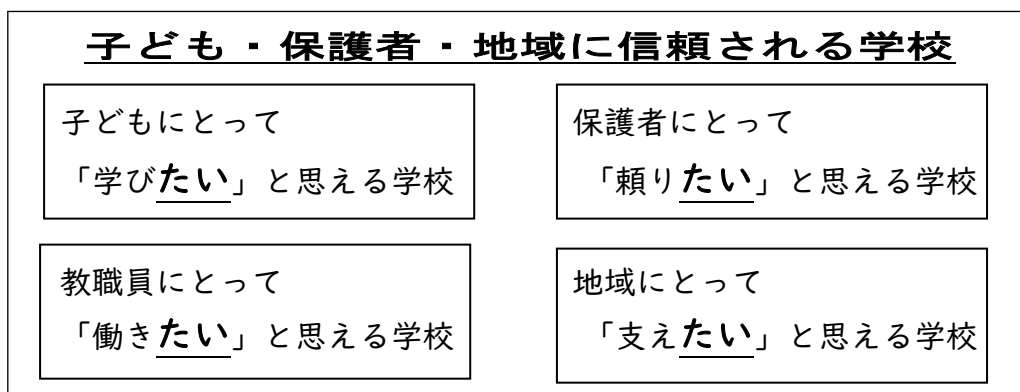
【学校教育目標】 〔深く考え 心豊かな 実践力のある たくましい子〕

【本年度の児童目標】 〔ともに考える 認める 活かし合う〕

【蹉陀西小学校のめざす子ども像】

- 深く考える子ども・・・基礎基本の力を身につけ、すすんで学ぶ。
- 心豊かな子ども・・・自他ともに大切にし、協力し合う。
- 実践力のある子ども・・・自分で考え、判断し行動できる。
- たくましい子ども・・・最後までねばり強く取り組む気力と体力を身につける。

【蹉陀西小学校のめざす学校像】



II 本年度の重点目標・重点取組

(1) 基礎学力向上をめざした、主体的・対話的な子どもが主役の授業の充実

- ・学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善及び子どもにとって学びの実感が持てる授業の展開
- ・基礎的・基本的な知識、技能の習得基盤として、思考力や判断力、表現力などの学力を育む授業づくりの研究
- ・自学自習の定着に向けた家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用

- ・読書活動の充実及び授業における学校図書館・学校司書の活用
- (2) ひとりひとりの良さを生かし、豊かな人間性を育む教育の充実
 - ・校内体制の充実を図り、教員個々の特別支援教育に対する意識の向上及び保護者との信頼関係の確立
 - ・障害のある児童や配慮を要する児童に対するタブレット端末の活用も含めた効果的な教材・教具の活用による支援
 - ・いじめの防止、早期解決に向けた心の教育相談員やSSW等の専門家の活用
 - ・不登校の児童に対する登校しやすい学校づくりや学校復帰以外の選択肢を含めた支援、ICT機器等を活用した学習活動など、個に応じた取組の推進
 - ・けじめをもった児童・教師間の信頼関係の構築
- (3) 心身ともに健康で、健やかでたくましい体を育む教育の充実
 - ・児童の体力向上をめざすための体力測定の結果の分析による課題の明確化
 - ・健康に対する意識を高め、児童自らが健康を保持、増進する資質・能力の育成
 - ・災害に備えた危機管理体制の確立
- (4) 教職員の資質向上と指導力の向上
 - ・法規・法令、条例・規則で定められたことを遵守し、服務規律の確立を図り、保護者や市民の信託に答える
 - ・教職員の資質・指導力を高めるために、積極的な研修への参加の推進
 - ・初任期教職員の校内研修について、組織的・計画的に実施する
- (5) 地域とともにある、信頼される学校づくりの推進
 - ・地域住民や保護者の協力によるコミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の実現
 - ・学校運営協議会の充実
 - ・学校の教育方針や学習状況、児童の様子等について、学校ブログや学校だよりを活用して、「知らせる努力」に努める
- (6) 安心・安全で心豊かな学びを保障する教育環境の充実
 - ・様々な教育課題や緊急的な事案に対し、教育委員会と学校が一体となり、迅速かつ適切に対応できるしくみの構築
 - ・メールシステム及びタブレット端末の活用といった双方向の連絡手段の構築など、学校と保護者の連絡体制の充実

Ⅲ 基本方策

- (1) 確かな学力と自立を育む教育の充実
- (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- (3) 教職員の資質と指導力の向上
- (4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- (5) 幼児教育の充実
- (6) 社会に開かれた学校づくりの推進
- (7) 学びのセーフティネットの構築
- (8) 学びを支える教育環境の充実
- (9) 生涯学習の推進と図書館の充実
- (10) 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

IV 取組事項

(1) 学校運営体制について

- ①分掌組織における、各部会主任を中心として運営することで人材育成を図るとともに、企画委員会等を中心とした学校運営組織を運用することで、諸課題に取り組む。
- ②事務の共同実施により、学校経営に参画するとともに学校事務の効率化をすすめる。
- ③学校運営協議会を活用し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支える学校づくりを進める。
- ④「学校教育自己診断」を実施し、その結果等を活用した自己評価を行い、学校関係者評価として、自己評価について学校運営協議会から提言や評価を受ける。
- ⑤学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点から、家庭や地域との相互理解に努める。
- ⑥「義務教育9年間の教育に責任を持つ」ということを意識した校区小中学校が連携した指導体制に努める。
- ⑦「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、児童や保護者の個人情報保護に努め、教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立する。

(2) 学習指導について

- ①学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ②学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成する。その際、児童の負担を踏まえるとともに、学校における働き方価格に配慮する。
- ③地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てる。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育界の基本的な方針について、家庭や地域とも共有を図る。
- ④学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。
- ⑤すべての教科で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成する。
- ⑥言語能力を育成するため、学校図書館の有効活用に努め、読書活動を推進するとともに、府教育委員会が提示している学習教材（ことばのちから等）も積極的に活用する。
- ⑦各教科の授業において、1人1台端末・ICTを日常的かつ効果的に活用する場面を設ける。
- ⑧児童がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育を推進する。
- ⑨児童の学習状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」等を活用する。
- ⑩確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研修（研究内容）を設定し、学校の組織的な取組を進める。
- ⑪家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台端末を積極的に活用することで、授業と家庭学習のシームレスな学びの実現に向けた取組を充実させるとともに、「家庭学習のてびき」の作成・実践

等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組の推進を図る。

- ②児童が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。
- ③学級担任が継続的に指導力を向上させるために外国語科及び外国語活動に係る校内研修を実施する。
- ④探求的な学習活動においては、児童が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫する。

(3) 進路指導について

- ①幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させる。
- ②希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供する。

(4) 道徳教育について

- ①道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う。教科書を使用した年間指導計画に基づき、児童や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定める。
- ②道徳科の授業においては、道徳的諸価値について、教材や体験等から考えたことを機論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりの中で考察できるよう、指導方法を工夫する。
- ③地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。

(5) 人権教育について

- ①人権教育は、「枚方市人権教育基本方針」をもとに、児童に豊かな感性と高い人権意識を醸成するように取り組む。教職員自らが人権意識を高める努力をし、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。
 - ・人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進する。
 - ・ハラスメントに関し、相談窓口を設置し、機能を充実させ、枚方市教育委員会「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図る。
 - ・ハラスメントの未然防止及び早期発見のため、児童や教職員へのアンケートを実施する等、実態把握に努める。
- ②人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。
- ③児童虐待防止にあたっては、相談体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握と未然防止、早期発見・早期対応に努める。その際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図る。
- ④児童虐待やヤングケアラーへの認識を研修等の機会を通じて深めるとともに、虐待やヤングケアラーを発見した場合やその疑いがある場合には、速やかに子ども家庭センターや市の子ども相談課に通告または相談し、教育委員会に報告する。
- ⑤男女が互いに人格を尊重し、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を実施する。性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できる教育に努める。

- ⑥同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努める。
- ⑦平和教育の指導においては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について、児童に主体的に考えさせるよう努める。

(6) 健康教育について

- ①児童の体力状況を正確に把握・分析した上で作成した体力向上推進計画及び、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を基にPDCAサイクルに基づく体力づくりを進める。
- ②授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うとともに、児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させ、安全のためのルールやきまりを順守するよう徹底する。
- ③食物アレルギー疾患の対応について、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（大阪府教育委員会）や「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和2年度改訂版）」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」（枚方市教育委員会）に基づき、校長を責任者とした関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置する。
- ④学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、児童の生活習慣の確立に向け取り組む。
- ⑤食に関する指導にあたっては、児童の実態を踏まえて指導の内容、方法、指標等を決定し、実施する。
- ⑥調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に着けるための健康教育の充実を図る。
- ⑦性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、保護者の理解を得て、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせて指導の充実を図る。
- ⑧ICT機器等活用による「視力低下」「ドライアイ」「姿勢の悪化」「睡眠不足」等、児童の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の使用方法について、家庭と連携して取り組む。
- ⑨すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに、死戦期呼吸についての理解を深める。

(7) 特別活動・その他の教育活動について

- ①児童会活動においては、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- ②儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。

(8) 教職員の服務について

- ①教職員は、条例・規則で定められた勤務時間を遵守し、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるよう徹底する。また、勤務時間の適正な把握・管理を行う。
- ②児童に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為の防止・根絶に向けて組織的に取り組む。
- ③職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させる。
- ④教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚し、常に自己研鑽に励む。
- ⑤職場におけるハラスメント等のない、快適で働きやすい職場環境づくりに努める。

(9) 学校の業務改善について

- ①出退勤システムを活用し、在校等時間の適正な把握を行う。
- ②休憩時間を取得しやすい環境づくりに努める。
- ③教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員には、産業医による面接指導の受診を指導する。また、元気な教職員・学校づくりのために、メンタルヘルス相談等を積極的に活用し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高める。
- ④ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨を職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については、管理及び保護を徹底する。
- ⑤教職員が児童に対する指導の時間をより一層確保する観点から、学校の業務改善を図る。

(10) 教職員研修について

- ①初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、首席や指導教諭、初任期教職員指導コーディネーター等を活用した日常的な OJT による実践的な練習を組織的・継続的に推進する校内体制を整える。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努める。
- ②児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に授業改善を組織的・計画的に進める。そのために、市教育委員委による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で授業研究・研修の充実を図る。
- ③すべての教職員が研修等を通じて、自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに豊かな人間性を身に付けられるよう努める。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導する。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努める。
- ④学校を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成する。
- ⑤学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のために、ICT を効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び学習起立の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努める。
- ⑥校内研究・校内研修は、本校の課題や実態を踏まえ、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。

(11) 支援教育について

- ①支援教育における校内組織体制を整備し、障害のある児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を推進する。
- ②「ともに学び、しもに育つ」という観点から、集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ③障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携する

など、全校的な支援体制をもとに教育活動を推進する。

- ④通常の学級には、発達障害等支援を必要とする児童が在籍していることを前提に。すべての教科等において、個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図る。また、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある児童への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
- ⑤教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚に努めるとともに、支援教育に対する専門性を高め障害のある児童の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図る。
- ⑥新たに導入される教育支援ソフトを活用する等、児童への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努める。
- ⑦支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努める。
- ⑧支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。
- ⑨通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。

(12) 学校・家庭・地域の連携

- ①児童に必要な資質・能力は何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- ②教育計画や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。
- ③保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」を推進する。

(13) 安全について

- ①学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を中心に、学校安全の推進体制の整備の充実に努める。
- ②児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- ③学校施設が第1次避難場所・第2次避難場所であることを踏まえ、児童の安全確保。安否確認等に支障をきたすことがないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携する。また、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の児童の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制を確立する。
- ④登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、安全帽子・安全旗等の適切な利用等を含めた集団登校時の安全指導に取り組み、また、通学路の点検を行い、関係機関と連携して、一層の安全確保に努める。

(14) 生徒指導について

- ①いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であるから、「いじめ防止対策推進法」及び「枚方市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、組織的に取り組む。

- ・いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努める。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染者や農耕接触者等となった児童や障害のある児童や外国にルーツのある児童、性的マイノリティ等に係る児童に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・児童会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童が自他共に認めあえる人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進する。
- ②体罰は児童の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、学校に対する信頼を根底から崩すものであるということを認識した上で体罰の根絶に組織的に取り組む
 - ・体罰を許さない指導体制を確立し、児童を真に大切にす教育活動を展開する。
 - ・正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して教職員全体の共通認識を深め、体罰のない学校づくりを行う。
 - ③1人1台端末を活用し、児童の「心」と「体調」を入力する機会を一日一回設け、その可視化されたデータ等を参考に、児童の些細な変化を教職員で共有できるよう、組織的な支援体制を構築する。
 - ④児童を対象にスクリーニングを実施する等、子どもの些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT機器を活用したりするなど、児童とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図る。
 - ⑤生徒指導担当者を中心とした機能的な生徒指導体制を整える。
 - ⑥枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努める。
 - ⑦欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図る。
 - ⑧不登校の対応にあたっては、校内ケース会議等において児童の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整える。
 - ⑨携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。

(15) 教育環境の活用について

- ①空調設備については、日常使用において必要以上に長時間使用しないこと、切り忘れを防止することを心がけ、また、適切な設定温度の確認などを常に行うことで、児童の環境意識を育てる。
- ②ICT機器を活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや教職員の健康保持等、勤務環境改善への取組を推進する。

(16) 学校図書館機能の充実にについて

- ①学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

- ②児童が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- ③各学年の学習計画や児童の興味・関心等に応じて、自発的・自主的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う。

(17) 社会教育と学校教育の連携について

- ①自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、発達段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図る。
- ②地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成する。
- ③土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図る。

(18) 児童の放課後対策について

- ①留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努める。